

# 鶴見大学学則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の趣旨のっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、高い教養とともに、専門の知識を授け、あわせて禅の行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良なる人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

**第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たり、その項目及び体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努めることとする。  
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第2条の2** 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント：以下「FD」という。）を実施するものとする。

2 前項のFDを推進するために、本学各学部にはFD委員会を置く。

3 FD委員会に関する規程は、別に定める。  
(情報の積極的な提供)

**第2条の3** 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

## 第2章 組織

(学部)

**第3条** 本学に次の学部を置く。

2 学部は、文学部及び歯学部とする。

(学科)

**第4条** 学部には次の学科を置く。

2 学科は、文学部に日本文学科、英語英米文学科、文化財学科及びドキュメンテーション学科を、歯学部には歯学科を置く。

(大学院)

**第5条** 本学に大学院を置く。

## 第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

**第6条** 修業年限は、文学部は4年とし、歯学部は6年とする。

(在学期間)

**第7条** 在学期間は、文学部は8年を、歯学部は12年を超えることができない。

## 第4章 収容定員

(定員)

**第8条** 本学に入学させる学生の定員及び学生の収容定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員	収容定員
文学部 日本文学科	90人	360人
文学部 英語英米文学科	90人	360人
文学部 文化財学科	60人	240人
文学部 ドキュメンテーション学科	60人	240人
歯学部 歯学科	120人	720人

## 第5章 教育課程

(教育研究上の目的)

**第9条** 本学学部学科ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第1条に定める目的のほか、各学部学科の設置趣旨に基づき、別表Iに定めるとおりとする。

(授業科目及び単位数)

**第9条の2** 本学において開設する授業科目及びその単位数は、文学部は別表II、歯学部は別表IIIに定めるとおりとする。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(単位計算方法)

**第10条** 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(取得資格等)

**第11条** 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

文学部 日本文学科

中学校教諭一種免許状(国語)、高等学校教諭

一種免許状(国語、書道)、司書教諭、司書、

学芸員

英語英米文学科

中学校教諭一種免許状(外国語(英語))、高等学校教諭一種免許状(外国語(英語))、司書教諭、司書、学芸員

文化財学科

中学校教諭一種免許状(社会)、高等学校教諭一種免許状(地理歴史)、司書教諭、司書、学芸員

ドキュメンテーション学科

高等学校教諭一種免許状(情報)、司書教諭、司書、学芸員

- 2 教育職員の免許を得ようとする者は、第13条第2項の規定によるほか、第9条の2第1項別表Ⅱの教職に関する科目について必要な単位(教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める単位)を修得しなければならない。
- 3 司書教諭の資格を得ようとする者は、第13条第2項及び前項の規定によるほか、第9条の2第1項別表Ⅱの学校図書館に関する科目について必要な単位(学校図書館司書教諭講習規程に定める単位)を修得しなければならない。
- 4 司書となる資格を得ようとする者は、第13条第2項の規定によるほか、第9条の2第1項別表Ⅱの図書館に関する科目について必要な単位を修得しなければならない。
- 5 学芸員となる資格を得ようとする者は、第13条第2項の規定によるほか、第9条の2第1項別表Ⅱの博物館に関する科目について必要な単位を修得しなければならない。

## 第6章 卒業の要件等

(単位の授与)

**第12条** 授業科目を履修した者に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、卒業論文及び卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 試験の成績は、優・良・可・不可の4種の評語をもって表し、優・良・可を合格とし、合格者に所定の単位が与えられる。

3 試験についての細則は、別に定める。

(卒業の要件)

**第13条** 各学部の卒業の要件は、次のとおりとする。

2 文学部では、4年以上在学し第9条の2第1項別表Ⅱで定めるところに従い、日本文学科は、必修46単位選択84単位以上合計130単位以上、英語英米文学科は、必修44単位選択86単位以上合計130単位以上、文化財学科は、必修64単位選択66単位以上合計130単位以上、ドキュメンテーション学科は、必修52単位選択78単位以上合計130単位以上を修得しなければならない。

3 歯学部では、6年以上在学し第9条の2第1項別表Ⅲで定めるところに従い、必修190単位選択2単位以上合計192単位以上を修得しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

**第14条** 他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学において教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第15条** 他の短期大学又は高等専門学校の専攻科及び文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の単位については、前条第1項の規定による単位と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第16条** 本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

**第17条** 本学に入学する前に他の短期大学又は高等専門学校の専攻科及び文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前条の規定と合わせて与えることのできる単位数は、編入学及び転学等の場合を除き、30単位を超えないものとする。

## 第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

**第18条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第19条** 学年は、2学期に分け、前期は4月1日から9月30日までとし、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

**第20条** 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する日

(3) 開学記念日(11月21日)

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 春季、夏季、冬季及び臨時の休業日は、その都度これを定め、都合により休業日を変更することができる。

## 第8章 入学、退学、休学、復学、転学、編入学、再入学及び留学

(入学の時期)

**第21条** 入学の時期は、毎年学年の始めとする。

(入学資格)

**第22条** 本学に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(出願手続)

**第23条** 本学に入学しようとする者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添え願出なければならない。

(入学試験)

**第24条** 入学志願者には、入学試験を行う。

(入学手続)

**第25条** 入学を許可された者は、本学所定の誓約書等を提出しなければならない。

(退学)

**第26条** 退学しようとする者は、その理由を具して保証人と連署をもって願出、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

**第27条** 病気その他やむをえない理由によって2か月以上欠席しようとするときは、保証人と連署で休学を願

出、学長の許可を受けなければならない。

2 健康上その他特別の必要があると認められた者は、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、当該年度内とし、引き続き2年を超えないこととし通算して4年以内とする。

4 休学の期間は、第7条の在学期間に算入しない。

(復学)

**第28条** 休学期間中にその理由が消滅した場合は、保証人連署で願出で学長の許可を得て復学することができる。

(転入学)

**第29条** 他大学から本学へ転入学を希望する者があるときは、選考の上入学を許可することがある。

2 転入学に関する規程は、別に定める。

(他大学への転学)

**第30条** 本学から他の大学へ入学又は転学しようとする者は、その理由書を提出し、学長の許可を受けるものとする。許可を受けた場合、退学しなければならない。

(編入学)

**第31条** 本学へ編入学を希望する者があるときは、選考の上入学を許可することがある。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

(再入学)

**第32条** 本学の学生で退学した者が、再入学を希望したときは、選考の上入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

(留学)

**第33条** 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学に関する規程は、別に定める。

## 第9章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

**第34条** 入学検定料及び学生納付金は、別表Ⅳに定めるとおりとする。

2 その他学生納付金についての細則は、別に定める。

(休学期間中の授業料)

**第35条** 休学期間中は、授業料の半額を納めなければならない。

(督促)

**第36条** 当該学年の授業料その他の納付金の納入をその年度の指定期間内に行わず、督促を受けても指定期間内になお納付しない者は、教授会の審議を経て除籍する。

(入学検定料等の不返還)

**第37条** 既納の入学検定料及び学生納付金は、別に定める場合を除き返還しない。

(専攻生の納付金)

**第38条** 専攻生の納付金については、別に定める。

(科目等履修生の納付金)

**第39条** 科目等履修生の納付金については、別に定める。

## 第10章 奨学制度

(奨学制度)

**第40条** 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

## 第11章 職員組織

(職員)

**第41条** 本学に次の職員を置く。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 学 部 長
- (4) 教 授
- (5) 准 教 授
- (6) 講 師
- (7) 助 教
- (8) 助 手
- (9) 司 書
- (10) 事務職員
- (11) 医療職員
- (12) 技術職員

2 前項の規定にかかわらず、教育及び研究上有用と認められたときには、客員教授を置くことができる。この場合において、客員教授について必要なことは、別に定める。

3 補職に関する規程は、別に定める。

(校務分掌)

**第42条** 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

9 司書は、上職の命を受け、資料を処理する。

10 事務職員は、上職の命を受け、諸般の事務に従事する。

11 医療職員は、上職の命を受け、医療に関する用務に従事する。

12 技術職員は、上職の命を受け、技術に関する用務に従事する。

## 第12章 教授会及び学部長会議に関する事項

(教授会)

**第43条** 各学部に教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(教授会の招集及び議長)

**第44条** 教授会は、学長若しくは学部長が必要と認めるとき又は教授会構成員の2分の1以上の請求があったときに、学部長がこれを招集する。

2 学部長は、教授会の議長となる。学部長に支障のあるときは、学長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(教授会の審議事項)

**第45条** 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(学部長会議)

**第46条** 各学部の連絡調整及び学長の諮問に応えるため、学部長会議を置く。

2 学長は、学部長会議を招集してその議長となる。

3 学部長会議に関する規程は、別に定める。

## 第13章 専攻生、研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(専攻生)

**第47条** 本学の卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者が、本学教員指導の下に特定の授業科目の研究を願い出たときは、選考の上専攻生として入学を許可することがある。

2 専攻生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

**第48条** 本学教員の指導を受け、本学専門学科目の研究を志望する者があるときは、選考の上研究生として許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

**第49条** 本学の授業科目中、特定の科目を履修しようとする者がいるときは、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

**第50条** 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

### 第14章 卒業証書・学位記

(卒業証書・学位記)

**第51条** 本学所定の課程を修めた者には、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

**第52条** 本学を卒業した者には、つぎの学位を授与する。

文学部 学士(文学)

歯学部 学士(歯学)

2 学位に関する規程は、別に定める。

### 第15章 賞罰

(表彰)

**第53条** 本学の学生で、品行方正、学術優秀な者又は他の模範となる行為のあった者は、これを表彰する。

(懲戒)

**第54条** 学生の本分に反し、学則その他の諸規則に違反した者は、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 無届けで長期にわたり欠席した者又は正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

### 第16章 雑則

(公開講座)

**第55条** 本学は、社会一般の成人を対象とし、学術の向上と生涯学習の進展のため公開講座を開催する。

(図書館)

**第56条** 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(保健センター)

**第57条** 本学は、学生及び職員に対する保健管理業務を

実施するため保健センターを置く。

2 保健センターに関する規程は、別に定める。

(歯学部附属病院)

**第58条** 本学に歯学部附属病院を置く。

2 歯学部附属病院に関する規程は、別に定める。

(学生寮)

**第59条** 本学は、学生のために学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

教育研究上の目的

別表I

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
文学部	日本文学科	<p>日本文学と日本語学に関する該博な識見および日本語による論理的思考とそれを他者に伝える発話力と文章力を備え、地道な努力を厭わず自己を省みて他者への敬意を忘れない、堅実・中庸の人を育てる。</p> <p>四年間で、全時代の日本文学と日本語学を基礎から学び、最後に卒業論文として結実させる力を養う。同時に、日本の伝統文化・書物・芸能や漢字文化圏についての理解を涵養しつつ、古典籍の文字を解読する力、図書館を通じて調査分析する力、中学・高校生に国語や書道を教える力、外国人に英語で初歩的な日本文化を説明する力等を訓練する。</p> <p>総じて日本文学に関しては、高校教科書程度の古文・漢文・現代文について参考書によらずに説明できる知識と能力、日本語学に関しては、日本語を母語としない日本語学習者に日本語について基礎的説明ができる知識と能力、その両者を備え、社会の様々な局面に適応して世の中に貢献する人材を育成する。</p> <p>そのためにも、研究上は、文献やデータに基づき手続きと論理を重視する実証主義を基本とし、学問と社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
	英語英米文学科	<p>地球社会の時代に対応できる広い視野と高い識見を備えた人材の育成を目的とする。この目的のため、英語の高度な運用能力を習得するだけでなく、英語資料の調査分析を通じて、イギリス、アメリカをはじめとする英語圏の社会、文化、文学に関する深い知識を身につけることができるように教育をおこなう。</p>

英語英米文学科	<p>さらには、国際語としての英語を通して、英語圏以外の世界の諸地域についても理解を深めることができる広い視野を養うことをめざす。また、これらの能力と知識を習得した結果、自分と自分を取り巻く社会との関係を深く理解した上で、自分と自文化について英語で伝えることができる。並びに、自文化と異文化の違いを認識した上で、異文化に対して寛容の精神を持ち、異文化間の相互理解に寄与することができる人材を育成することにより、広く社会に貢献することを目的とする。以上の目的のため、本学科の教員は関連諸分野を横断した研究を推進する。</p>
文化財学科	<p>人類の長い歴史の中から生み出されて、今日まで伝えられてきた文化財について、その歴史的意義や材質・製作技法などに関する幅広い知識を学び、併せてその取り扱い方や調査・研究の手法、保存と修復の技術を身に付け、将来にわたって文化財を守り伝えて行く専門職に就ける人材を育成する。1～2年においては基礎概説科目で、文化的基盤を学び、2年次以降の専門選択科目では幅広い知識と、「調べ、まとめ、発表する」力を習得する。1～4年次にわたる実習科目で、文化財の実物に触れつつ、調査・研究、整理・修復、展示・公開の技術を身に付ける。最終学年で上記を総合し卒業論文に結実させる。以上の目的のため、本学科教員は学際的な研究を推進する。</p>
ドキュメンテーション学科	<p>過去・現在・未来にわたる「情報」の多様なあり方について理解し、情報を分析し発信する力を身に付け、社会で活躍できる人材の育成を目的とする。</p> <p>1・2年次においてコンピュータおよび情報に関する基礎的な知識と技能を修得し、3・4年次においては情報学・図書館学・書誌学のそれぞれの分野において1・2年次で学んだことをさらに深め、幅広い知識を身に付ける。</p> <p>情報学コースでは高等学校情報科教員や一般企業における技術職、図書館学コースでは急激なデジタル化に対応できる図書館司書、書誌学コースでは古典籍の価値を現代社会に発信できるような専門職の養成をめざす。さらに、英語・日本語・コミュニケーション能力など、社会人としての基礎的な能力を養うカリキュラムを備えることにより、一般企業の様々な職種に対応できる人材を育成する。</p> <p>研究においても、これらの教育目的に対応して、各分野で知見を深め、それらを融合し、新たな研究領域の創造をめざしている。</p>

歯学部	<p>歯学</p> <p>建学の精神に基づく人格の形成と社会への奉仕を教育の根本におき、国際的にも通用する広い知識を授けると共に、高度な歯・顎・口腔に関する専門の学術を教授研究し、深い教養と良識を備えた信頼される歯科医師の育成を使命とする。すなわち、一般教育においては、幅広い教養と他者を思いやる心を忘れず、コミュニケーション能力に優れ、さまざまな局面における問題点を発見し解決する能力を育てる。専門教育科目の基礎領域の教育においては、最新の歯科医学の知識を常に学び続ける研究心を持ち、根拠に基づいた歯科医療を実践する人材を養成する。また、臨床領域の教育では専門に偏らない広い知識と技能に加えて、弱者を助け支えることのできる慈愛の態度を持つ人材としての教育を行う。さらに地域医療に貢献し、口腔疾患が全身の健康に及ぼす影響を理解し、口腔および全身の健康を増進させ疾病の予防を行うことができ、基礎的および臨床的な両分野で創造性に富む医療人を育成する。</p>
-----	---

授業科目及びその単位数

別表Ⅱ 文学部

授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位
<b>日本文学科</b>		
宗教学(実践行持を含む)	4	
哲 学		2
心 理 学		4
倫 理 学		4
世 界 歴 史		4
日 本 歴 史		4
地 誌 学 概 説		2
政 治 学		4
法学(日本国憲法2単位を含む)	4	
経 済 学		4
社 会 学		4
キャリア形成論		2
キャリアスキル演習		10
ジャーナリズム論		4
コミュニケーション論		2
ポランティア論		2
体育(体育実技1単位を含む)	2	
生 涯 ス ポ ー ツ		2
健 康 科 学		2
科 学 技 術 論		4
地 球 環 境 論		4
情 報 リ テ ラ シ ー	2	2
表 象 文 化 論		8
地 域 文 化 研 究		12
言 語 学		2
日 本 語	4	
中 国 語		8
英 語	6	
選 択 英 語	6	
専 門 英 語	2	
ド イ ツ 語		8
フ ラ ン ス 語		8
外 国 文 学		8
日本語学概論(音声語文表現を含む)	4	
日 本 語 学 入 門		4
日 本 語 学 演 習		12
日 本 語 学 講 義		8
日 本 語 史		4
日 本 語 学 資 料 処 理		2
国 文 学 概 論	4	
基 礎 古 文	2	
基 礎 漢 文	2	
現 代 文 読 解	2	
漢 文 講 読	2	
国 文 学 講 読		4

国 文 学 史		12
国 文 学 演 習		36
上 代 文 学 講 義		8
中 古 文 学 講 義		8
中 世 文 学 講 義		8
近 世 文 学 講 義		8
近 代 文 学 講 義		8
中 国 古 典 文 学	4	
中 国 文 学 演 習		4
中 国 文 学 史		4
有 職 故 実		4
古 筆 鑑 賞		4
書 道 史		4
書 道		12
教 職 国 語 科		4
就 職 日 本 語		4
卒 業 論 文 指 導	2	
卒 業 論 文	4	
※他学科等開講科目群		20
<b>英語英米文学科</b>		
宗教学(実践行持を含む)	4	
哲 学		2
心 理 学		4
倫 理 学		4
世 界 歴 史		4
日 本 歴 史		4
地 誌 学 概 説		2
政 治 学		4
法学(日本国憲法2単位を含む)	4	
経 済 学		4
社 会 学		4
キャリア形成論		2
キャリアスキル演習		10
ジャーナリズム論		4
コミュニケーション論		2
ポランティア論		2
体育(体育実技1単位を含む)	2	
生 涯 ス ポ ー ツ		2
健 康 科 学		2
科 学 技 術 論		4
地 球 環 境 論		4
情 報 リ テ ラ シ ー	2	2
表 象 文 化 論		8
地 域 文 化 研 究		12
言 語 学		2
日 本 語	4	
中 国 語		8
選 択 英 語	6	
ド イ ツ 語		8
フ ラ ン ス 語		8
外 国 文 学		8

リーディング	2		政治学	4
ライティング	2		法学(日本国憲法2単位を含む)	4
オーラル・コミュニケーション	4	4	経済学	4
教養演習	4		社会学	4
コンプリヘンシブ・イングリッシュ	2		キャリア形成論	2
メディア・イングリッシュ	4		キャリアスキル演習	10
特別演習	8		ジャーナリズム論	4
英語学概論		4	コミュニケーション論	2
英文法		4	ポランティア論	2
英語音声学		4	体育(体育実技1単位を含む)	2
社会言語学研究		4	生涯スポーツ	2
イギリス文学概論		4	健康科学	2
アメリカ文学概論		4	科学技術論	4
英語文学入門		4	地球環境論	4
英米詩研究		2	情報リテラシー	2
英米演劇研究		2	表象文化論	8
イギリス小説研究		4	地域文化研究	12
アメリカ小説研究		4	言語学	2
英米児童文学		4	日本語	4
イギリス文化概論		4	中国語	8
アメリカ文化概論		4	英語	6
イギリス文化研究		4	選択英語	6
アメリカ文化研究		4	ドイツ語	8
特別実習		2	フランス語	8
英語教育研究		4	外国文学	8
異文化間コミュニケーション研究		4	文化財研究法	4
比較文化研究		4	博物館概論	2
イギリス史		4	博物館経営	2
アメリカ史		4	考古学	4
T O E I C		8	文化人類学	4
スクリーン・イングリッシュ		4	地理学	4
翻訳演習		4	歴史資料講読	2
英語コミュニケーション概論		4	実習	14
リーディング・スキル		4	文化財演習	4
エッセイ・ライティング		4	日本本史	4
ビジネス・ライティング		4	日本仏教史	4
プレゼンテーション・スキル		4	古文書学	4
コミュニケーション・スキル		8	歴史地理学	2
国際文化研究		4	歴史地誌学	2
海外英語研修		4	先史考古学	2
海外文化研修		4	歴史考古学	2
特別英語研修		2	日本美術史	4
卒業研究	6		建築史	4
※他学科等開講科目群		20	工芸史	4
<b>文化財学科</b>			史跡特論	4
宗教学(実践行持を含む)	4		文化財科学	4
哲学		2	日本文化史	4
心理学		4	有職故実	4
倫理学		4	文化財各論	12
世界歴史		4	学外館務実習	1
日本歴史		4	卒業論文	6
地誌学概説		2	※他学科等開講科目群	14



ドキュメンテーション学科

宗 教 学(実践行持を含む)	4	
哲 学		2
心 理 学		4
倫 理 学		4
世 界 歴 史		4
日 本 歴 史		4
地 誌 学 概 説		2
政 治 学		4
法学(日本国憲法2単位を含む)		4
経 済 学		4
社 会 学		4
キャリア形成論		2
キャリアスキル演習		10
ジャーナリズム論		4
コミュニケーション論		2
ポランティア論		2
体育(体育実技1単位を含む)	2	
生涯スポーツ		2
健 康 科 学		2
科 学 技 術 論		4
地 球 環 境 論		4
情 報 リ テ ラ シ ー		2
表 象 文 化 論		8
地 域 文 化 研 究		12
言 語 学		2
日 本 語	4	
中 国 語		8
英 語	6	
選 択 英 語		6
英 語 演 習	4	
ド イ ツ 語		8
フ ラ ン ス 語		8
外 国 文 学		8
ドキュメント処理概論	2	
ドキュメント処理各論		6
ドキュメント処理演習		6
情 報 機 器 教 育 論	2	
日 本 語 演 習	2	
情 報 社 会 と 倫 理		2
情 報 と 職 業		2
図 書 館 概 論	2	
情 報 シ ス テ ム 概 論	2	
コ ン ピ ュ ー タ 概 論	2	
デ ー タ ベ ー ス 概 論	2	
マ ル チ メ デ ィ ア 概 論		2
ネ ッ ト ワ ー ク 概 論	2	
情 報 サ ー ビ ス 概 論	2	
情 報 基 礎 演 習	6	
情 報 シ ス テ ム 各 論		6
情 報 理 論		2

情 報 理 論 演 習		4
プ ロ グ ラ ミ ン グ 概 論		2
プ ロ グ ラ ミ ン グ 演 習		4
デ ー タ ベ ー ス 各 論		6
デ ー タ ベ ー ス 演 習		4
マ ル チ メ デ ィ ア 演 習		2
ネ ッ ト ワ ー ク 各 論		6
ネ ッ ト ワ ー ク 演 習		4
プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 演 習		2
情 報 シ ス テ ム 演 習		2
デ ジ タ ル 情 報 と 著 作 権		2
特 別 実 習		4
書 物 文 化 論		2
古 典 基 礎		2
書 誌 学 基 礎 講 義		4
書 誌 学 特 殊 講 義		4
電 子 出 版 論		2
古 典 籍 読 解 演 習		4
書 誌 学 基 礎 演 習		2
古 写 本 演 習		4
古 版 本 演 習		4
書 誌 学 特 別 演 習		2
古 筆 鑑 賞		4
日 本 書 誌 学		4
ビ ジ ネ ス ・ ラ イ テ ィ ン グ		4
図 書 館 情 報 資 源 論		4
図 書 館 情 報 技 術 論		2
情 報 サ ー ビ ス 各 論		6
図 書 館 サ ー ビ ス 論		2
図 書 館 制 度 ・ 経 営 論		2
児 童 サ ー ビ ス 論		2
記 録 管 理 論		2
情 報 サ ー ビ ス 演 習		4
卒 業 論 文 演 習	4	
卒 業 論 文	4	
※他学科等開講科目群		14

授 業 科 目	単 位 数
<b>資格に関する科目(共通)</b>	
<b>教職に関する科目</b>	
教師論	2
教育原理	2
教育心理学	2
教育史	2
教育課程論	2
視聴覚教育	2
国語科教育法	8
書道科教育法	4
英語科教育法	8
社会科教育法	4
地理歴史科教育法	4
情報科教育法	4
道徳教育	2
特別活動	2
生徒指導	2
教育相談	2
中学校教育実習	5
高等学校教育実習	3
教職実践演習(中・高)	2
<b>図書館に関する科目</b>	
生涯学習概論	2
図書館概論	2
図書館情報技術論	2
図書館制度・経営論	2
図書館サービス論	2
児童サービス論	2
情報サービス論	2
情報サービス演習	2
図書館情報資源論	4
情報資源組織論	2
情報資源組織演習	2
情報リテラシー	2
図書館サービス特論	2
図書・図書館史	2
<b>学校図書館に関する科目</b>	
学校経営と学校図書館	2
図書館情報資源論	2
情報資源組織論	2
情報メディアの活用	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
<b>博物館に関する科目</b>	
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
文化財科学	4
文化財各論	2

博物館教育論	2
生涯学習概論	2
視聴覚教育	2
博物館実習	3
日本文化史	4
日本美術史	4
表象文化論	4
考古学	4
有職故実	4
古筆鑑賞	4
文化人類学	4
<b>宗侶養成に関する科目</b>	
禅学	4
禅宗史	4
宗典研究	4
日本仏教史	4
宗教学	4
日本文化史	4
文化人類学	4
コミュニケーション論	2
倫理学	4
社会学	4
仏教文学	4
日本美術史	4
ボランティア論	2
仏教保育	2
仏教概論	4
環境と人間	2
参禅	4
宗学実習	2

※他学科の指定された専門科目、資格に関する科目のうち指定された科目、他大学との単位互換に基づく科目

別表Ⅲ 歯学部

授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位
<b>歯学科</b>		
宗 教 学(実践行持を含む)	2	
倫理学	1	
生命倫理学		1
ヨーロッパ文学		1
心理学	1	
物理学	4	
有機化学	1	1
基礎化学	1	
細胞生物学	1	
ヒトの細胞遺伝学	1	
発生物学	1	
化学演習	1	
生物学演習	1	
基礎生物学	1	
動物学実験		1
医療における社会行動学		1
日本語コミュニケーション		1
超高齢社会と歯科医学		1
歯科医学英語	2	
実践歯学英語	1	
中級ドイツ語		1
リスタート・イングリッシュ		2
実用英語		1
視聴覚教育科目		1
英語	5	
ドイツ語	2	
保健体育講義	1	
体育実技	3	
統計解析	1	
情報処理	1	
歯科医学概論	1	
歯科医学史	1	
解剖学総論・骨学		
人体解剖学		4
頭頸部解剖学		
歯の解剖学		
人体解剖学・頭頸部解剖学実習	2	
組織学		
口腔組織学		2
組織学・口腔組織学実習	2	
一般生理学		
循環・呼吸の生理学		3
口腔生理学		
生理学・口腔生理学実習	1	
一般生化学		
口腔生化学		3
分子生化学		

生化学・生化学実習	1
一般病理学	2
口腔病理学	
病理学・口腔病理学実習	2
基礎・一般微生物学	2
口腔微生物学・基礎免疫学	
微生物学・口腔微生物学実習	1
薬理学	3
歯科薬理学	
薬理学・歯科薬理学実習	1
歯科理工学	2
歯科理工学実習	1
口腔保健学	4
地域歯科保健学	
衛生・公衆衛生学	
衛生学・口腔保健学実習	1
保存修復学	1
保存修復学実習	2
歯周病学	1
歯内療法学	1
歯周病学実習	1
歯内療法学実習	1
部分床義歯補綴学	1
部分床義歯補綴学実習	2
歯型彫刻実習	2
クラウンブリッジ補綴学	1
クラウンブリッジ補綴学実習	2
全部床義歯補綴学	1
全部床義歯補綴学実習	2
口腔外科学	5
歯科麻酔学	1
歯科矯正学総論	1
歯科矯正学各論	1
歯科矯正学実習	1
口腔顎顔面放射線学	1
口腔顎顔面画像検査学	1
口腔顎顔面画像診断学	1
小児歯科学総論	1
小児歯科学各論	1
小児歯科学実習	1
高齢者歯科学	1
内科学	3
外科学	1
耳鼻咽喉科学	1
眼科学	1
皮膚科学	1
精神科学	1
小児科学	1
産婦人科学	1
歯科法医学	1
リメディアル演習	2

情報リテラシー	1	
医療人間科学	1	
医療人間科学実習	2	
社会歯科学	1	
歯周病の基礎と臨床	1	
齲蝕学	1	
加齢の科学	1	
有病者・障害者歯科学	1	
救命救急歯科学	1	
咬合学	1	
口腔顎顔面インプラント学	1	
統合臨床基礎実習	3	
臨床実習	42	
総合歯科医学	15	
※他学部開講科目群		4

別表Ⅳ 入学検定料及び学生納付金

文学部

		日本文学科	英語英米文学科	文化財学科	コミュニケーション学科
入学検定料（大学入試センター試験利用入試を除く）		35,000円	35,000円	35,000円	35,000円
入学検定料（大学入試センター試験利用入試）		15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
学納金	入 学 金（入学時）	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円
	授 業 料（年額）	710,000円	710,000円	710,000円	710,000円
	実 験 実 習 費（年額）	— 円	— 円	60,000円	50,000円
	施 設 維 持 費（年額）	280,000円	280,000円	350,000円	350,000円

備考 上記の入学検定料は、複願時に減額することがある。詳細については別に定める。

歯学部

(1) 平成25年度以降の入学者

入学検定料(大学入試センター試験利用入試を除く)		40,000円
入学検定料(大学入試センター試験利用入試)		20,000円
学納金	入 学 金（入学時）	600,000円
	授 業 料（年額）	3,500,000円
	施 設 維 持 費（年額）	800,000円
	歯学教育充実費（年額）	250,000円

(2) 平成23年度・平成24年度の入学者

入学検定料(大学入試センター試験利用入試を除く)		40,000円	
入学検定料(大学入試センター試験利用入試)		20,000円	
学納金	入 学 金（入学時）	600,000円	
	授 業 料（年額）	3,500,000円	
	施 設 維 持 費（年額）	800,000円	
	歯学教育充実費	入 学 時	3,000,000円
		2年目以降(年額) ※	400,000円

備考 入学検定料は、複願時に減額することがある。詳細については別に定める。

※歯学教育充実費は、修業年限を超えて在籍する場合は免除する。

(3) 平成22年度以前の入学者

学納金	入 学 金（入学時）	600,000円
	授 業 料（年額）	3,500,000円
	施 設 維 持 費（年額）	850,000円
	歯学教育充実費（入学時）	5,000,000円